

グリーン電力証書・グリーン熱証書発行ガイドライン

1. グリーン電力証書・グリーン熱証書発行ガイドラインの位置付け

本ガイドラインは、グリーン電力証書及びグリーン熱証書の適切な発行の確保を目指して制定するもので、証書発行事業者マークの制定・届出、グリーン電力証書及びグリーン熱証書に記載すべき事項及びグリーン電力証書及びグリーン熱証書発行に伴う手続を規定するものである。

2. 証書発行事業者マークの制定・届出

2-1 証書発行事業者マークの制定

グリーン電力証書及びグリーン熱証書を発行する証書発行事業者は、発行するグリーン電力証書及びグリーン熱証書に記載する証書発行事業者マークを制定しなければならない。

証書発行事業者マークは、電源・熱源種別等、複数作成することができる。

2-2 証書発行事業者マークの届出

グリーン電力証書及びグリーン熱証書を発行する証書発行事業者は、作成した証書発行事業者マークを「グリーン電力認証事務取扱要領（D-09-01）」及び「グリーン熱認証事務取扱要領（D-09-02）」に従って、一般財団法人 日本品質保証機構（以下「機構」という。）に届け出なければならない。

3. グリーン電力証書・グリーン熱証書に記載すべき事項の発行

3-1 グリーン電力証書・グリーン熱証書の発行

証書発行事業者は、機構により認証されたグリーン電力量及びグリーン熱量を販売、譲渡又は自ら行使する場合、グリーン電力証書及びグリーン熱証書を発行しなければならない。

3-2 グリーン電力証書に記載すべき事項

グリーン電力証書を発行する証書発行事業者は、発行するグリーン電力証書に以下の事項及び証書発行事業者が必要と判断するその他の事項を記載する。

- (1) 証書発行事業者マーク
- (2) グリーン電力相当量
- (3) 発電種別
- (4) 発電期間
- (5) 証書発行事業者名
- (6) 認証機関名・認証機関マーク
- (7) グリーン電力相当量のシリアルナンバー

3-3 グリーン熱証書に記載すべき事項

グリーン熱証書を発行する証書発行事業者は、発行するグリーン熱証書に以下の事項及び証書発行事業者が必要と判断するその他の事項を記載する。

- (1) 証書発行事業者マーク

- (2) グリーン熱相当量
- (3) 熱種別
- (4) 熱生成期間
- (5) 証書発行事業者名
- (6) 認証機関名・認証機関マーク
- (7) グリーン熱相当量のシリアルナンバー

4. グリーン電力証書・グリーン熱証書発行に伴う手続

グリーン電力証書及びグリーン熱証書を発行する証書発行事業者は、発行したグリーン電力証書及びグリーン熱証書の状況に関して、「グリーン電力認証事務取扱要領（D-09-01）」及び「グリーン熱認証事務取扱要領（D-09-02）」に従って、機構に報告しなければならない。

5. グリーン電力証書・グリーン熱証書発行にあたっての制限

グリーン電力証書及びグリーン熱証書を発行する申請事業者は、グリーン電力証書およびグリーン熱証書を、購入者が年度を跨ぐ充当を行うように発行してはならない。

附 則(2018年8月1日制定)

1. このガイドラインは、2018年8月1日より施行する。

附 則(2019年3月31日改定)

1. このガイドラインは、2019年4月1日より施行する。